(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

使料番号 15 担当課 環境・ゼロカーボン推進課法令名 大気汚染防止法 根拠条項 18の21 不利益処 特定粉じん排出等作業基準適合命令及び一時停止命令 合命令及び一時停止命令 (作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。		刊例 基毕//4 (公下 (7)	とめた日 (7	;// c	340 CV 103	あロ ^い コジ	化去工	コリア兄に	
接続名 大気汚染防止法 根拠条項 18の21 不利益処 特定粉じん排出等作業基準適合命令及び一時停止命令 大気汚染防止法 (昭和四十三年六月十日法律第九十七号) (作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと	処分基準	售 (不利益処分関係)							
法令名 大気汚染防止法 根拠条項 18の21 分の種類 合命令及び一時停止命令 大気汚染防止法 (昭和四十三年六月十日法律第九十七号) (作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと					資料番号	15		担当課	環境・ゼロカー ボン推進課
大気汚染防止法(昭和四十三年六月十日法律第九十七号) (作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと	VI. A. A.	1	In the Az est	10.7	D 01	不利益処	特定	官粉じん排品	出等作業基準適
(作業基準適合命令等) 第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと	法令名	大気汚染防止法	根拠条項	18 Ø 21		分の種類	合命令及び一時停止命令		
第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきこと	大気汚	染防止法(昭和四十三年六)	月十日法律第	第九-	十七号)				
	第十八 該特 は、	条の二十一 都道府県知事に 定工事における特定粉じんれ その者に対し、期限を定め	非出等作業に て当該特定料	こつい 分じん	いて作業基準 し排出等作	準を遵守し 業について	てv 作業	ヽないと認 養基準に従	別めるとき